

スポーツ振興くじ（第793回）の試合の指定の公示

独立行政法人日本スポーツ振興センター公示 投第195号

スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則（平成10年文部省令第39号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり試合を指定しましたので、同条第3項の規定に基づき、公示します。

平成27年8月14日

独立行政法人日本スポーツ振興センター
理事長 河野 一郎

1 スポーツ振興投票の名称

別紙のとおり

2 スポーツ振興投票券の発売期間

別紙のとおり

3 業務を委託する金融機関の名称及び所在地

(1) 楽天銀行株式会社

東京都品川区東品川4丁目12番3号

(ただし、インターネット販売に限る。)

(2) 株式会社ジャパンネット銀行

東京都新宿区西新宿2丁目1番1号

(ただし、インターネット販売に限る。)

(3) 株式会社三井住友銀行

東京都千代田区丸の内1丁目1番2号

(ただし、インターネット販売に限る。)

(4) 住信SBIネット銀行株式会社

東京都港区六本木1丁目6番1号

(ただし、インターネット販売に限る。)

4 合致の割合の種類

別紙のとおり

5 特定指定試合を実施する期日又は期間

別紙のとおり

6 試合当たり投票種類数

別紙のとおり

7 特定指定試合で対戦するサッカーチーム名

別紙のとおり

8 合致の割合の算式において本センターが定める率

別紙のとおり

9 1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額

別紙のとおり

10 その他

発売及び払戻しは全国

・ **スポーツ振興投票の名称**

第793回スポーツ振興くじ

・ **スポーツ振興投票券の発売期間**

平成27年8月29日(土)～同年9月5日(土)

・ **合致の割合の種類**

開催された特定指定試合に対するそれぞれの投票とその特定指定試合の結果が合致した数を開催試合結果数で除した割合のうち次のものを合致の割合とする。

(1) B I G (ビッグ)

1等 10割

2等 開催試合結果数(14)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

3等 開催試合結果数(14)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合

4等 開催試合結果数(14)から3を減じた数を開催試合結果数で除した割合

5等 開催試合結果数(14)から4を減じた数を開催試合結果数で除した割合

6等 開催試合結果数(14)から5を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(2) B I G 1 0 0 0 (ビッグセン)

1等 10割

2等 開催試合結果数(11)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

3等 開催試合結果数(11)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合

4等 開催試合結果数(11)から3を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(3) m i n i B I G (ミニビッグ)

1等 10割

2等 開催試合結果数(9)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

3等 開催試合結果数(9)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合

・ **特定指定試合を実施する期日又は期間**

平成27年9月8日(火)

・ **試合当たり投票種類数**

(1) B I G

1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(2) B I G 1 0 0 0

1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(3) m i n i B I G

1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

・ **特定指定試合で対戦するサッカーチーム名**

(1) B I G

以下の特定対象試合のうち、試合No.①～⑭のサッカーチーム

(2) B I G 1 0 0 0

以下の特定対象試合のうち、試合No.①～⑪のサッカーチーム

(3) m i n i B I G

以下の特定対象試合のうち、試合No.①～⑨のサッカーチーム

〔開催日〕	〔試合No.〕	〔ホームチーム〕	〔アウェイチーム〕
9/8	①	カンボジア (カンボ)	シリア (シリア)
9/8	②	タイ (タイ)	イラク (イラク)
9/8	③	香港 (香港)	カタール (カタール)
9/8	④	アフガニスタン (アフガ)	日本 (日本)
9/8	⑤	マレーシア (マレー)	サウジアラビア (サウジ)
9/8	⑥	タジキスタン (タジキ)	オーストラリア (オース)
9/8	⑦	インド (インド)	イラン (イラン)
9/8	⑧	パレスチナ (パレス)	UAE (UAE)
9/8	⑨	レバノン (レバノ)	韓国 (韓国)
9/8	⑩	バングラデシュ (バング)	ヨルダン (ヨルダ)
9/8	⑪	フィリピン (フィリ)	ウズベキスタン (ウズベ)
9/8	⑫	グアム (グアム)	オマーン (オマーン)
9/8	⑬	台湾 (台湾)	ベトナム (ベトナム)
9/8	⑭	ラオス (ラオス)	クウェート (クウェ)

・合致の割合の算式において本センターが定める率

(1) B I G

- 1等 25分の19
- 2等 100分の9
- 3等 50分の1
- 4等 25分の1
- 5等 25分の1
- 6等 20分の1

(2) B I G 1 0 0 0

- 1等 5分の3
- 2等 20分の3
- 3等 20分の3
- 4等 10分の1

(3) m i n i B I G

- 1等 2分の1
- 2等 5分の1
- 3等 10分の3

・1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額

(1) B I G

一口3000円に対し、3億円(加算金のあるときにあつては、6億円)

(2) B I G 1 0 0 0

一口2000円に対し、2億円(加算金のあるときにあつては、4億円)

(3) m i n i B I G

一口2000円に対し、2億円(加算金のあるときにあつては、4億円)